

ニューカマーの定住化と福祉施策 —社会的バルネラビリティの視点から

社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程3年
門 美由紀

【要旨】 リーマンショック以降の不況にも関わらず、日系ブラジル人の滞在の長期化、定住化は進んでいる。それに伴い教育、居住等生活課題は複合化しており、社会学領域においては包括的な視点による総合的な研究もみられる。社会福祉領域においては、ニューカマー外国人に対する人権の視点からの法制度整備の必要性が一方で提起されている。他方、援助の視点からはエンパワーメントの視点に立つ多文化ソーシャルワークの必要性が提起されている。かれらの抱える生活課題を社会福祉の視点から位置付け直すことは、労働者としてではなく生活者として位置付けることを通して、その生活の全体性、継続性の視点から問題を捉え直すことである。かれらの社会的バルネラビリティを解消するために、社会福祉の政策・制度・援助のあり方について具体的事例の分析を通して検討することが今後の課題である。

【キーワード】 ニューカマー外国人、定住化、社会的バルネラビリティ、社会福祉施策

【目次】

1 はじめに

ニューカマー外国人の共通性

リーマンショック以降の日系人

定住化に伴う対応課題

2 生活課題の多様化—日系人研究を中心に

定住化の進展

第1期：医療・子どもの教育への着目（1991年－1993年）

第2期：問題変化への着目（1994年－1995年）

第3期：地域、ネットワークへの着目（1996年－1999年）

第4期：「生活者」視点の定着（2000年－2004年）

第5期：経済と社会の相克という視点（2005年－）

3 社会福祉領域における研究の展開

分類の視点

- ① 国内制度適用問題
- ② 援助の場における問題1 - 事例に見る支援の課題
- ③ 援助の場における問題2 - 理論研究の展開

理論適用への模索

関心の広がり

4 今後の課題

福祉施策の形成

シティズンシップの保障 - 地域福祉型社会福祉の視点から
おわりに

1 はじめに

ニューカマー外国人の共通性

1980年代半ば以降、労働を目的に来日、滞在する外国人が増加した。かれらは在日韓国・朝鮮人などのオールドカマーとの対比で、ニューカマー外国人として位置付けられることが多い。ニューカマー外国人といっても①中国帰国者とその家族、②インドシナ難民、③観光ビザで来日し労働を続ける非正規滞在者、④親族訪問などを名目に、実際はデカセギを主な目的としていた日系ブラジル人、ペルー人らとその家族、⑤エンターテイナーとして来日後、日本人男性と結婚し子どもを産んだフィリピン人女性などその来日理由、滞在目的およびおかれた状況は多様である。

しかし、日本滞在における社会的な位置については共通性がみられる。ニューカマー外国人は、日本で長期滞在・定住化する中で、国民ではないが市民として税金を納めたり、地域住民として日々のゴミ出し等生活に関わる行動などを行っている。しかし言語の壁や制度へのアクセスの困難などにより社会サービスの対象から抜け落ちてしまったり、地域でのルールに対する不十分な理解から日本人住民との間でコンフリクトが生じやすい存在であり、孤立したり排除されやすい傾向にある。

古川は現代社会の社会・経済・政治・文化のありように関わり「人びとの生存（心身の安全や安心）、健康、生活（の良さや質）、尊厳、つながり、シティズンシップ、環境（の良さや質）」が脅かされたり、そうなる恐れのある状態を「社会的バルネラビリティ」として定義している（古川2008：93-4）。ニューカマー外国人の生活課題は複合的な環境的諸条件に由来するものであることが多い。すなわちニューカマー外国人が労働力として位置付けられがちであるという経済的側面、不十分な政策による制度的対応の不在、文化的な相違、地域住民としてではなく一時的滞在者として位置付けられがちな社会的状況などである。その結

果ニューカマー外国人は、日本で長期滞在・定住化する中で、社会的にバルネラブルな状態に陥りやすい。

リーマンショック以降の日系人

1990年に「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法とする）」が改正施行され、日系ブラジル人や日系ペルー人は「定住者」「日本人の配偶者等」などの活動内容に制限のない在留資格で日本に来日し、実際には多くの者が「出稼ぎ」を主要な目的に日本で就労、滞在するようになった。その後のバブル経済崩壊により、当初の貯蓄目標を達成することが短期間では難しくなっていくなか、滞在は長期化していき、その過程で家族を呼び寄せたり、家族形成を行うものが増えていった。その後の2008年秋のリーマンショックを契機に、派遣・請負業者を経由する形で自動車、電機等の製造業分野を中心に働いていた日系ブラジル人、日系ペルー人の中には失業する者が多く現れた。

しかし経済不況下においてもなお、267,456人のブラジル人、57,464人のペルー人が外国人登録をしている¹。ブラジル国籍を持つ者のうち101,250人（約38%）は、入管法の在留資格のうち「定住者」資格による滞在である²。また近年では日系ブラジル人のうち「永住者」資格の取得者も増加し、平成21年末の数字では116,228人（ブラジル国籍の外国人登録者数のうち約43%）にのぼる³。

こうした「定住者」「永住者」といった在留資格は、就労可能な職種がそれぞれ限定されている「興行」「技能実習」などといった就労を前提とした資格に比べれば、身分または地位に基づくものであるため、日本に滞在し生活を営む上で一定の安定性を有しており就労にも制限はない。しかし現実には、リーマンショック以降、解雇され、請負業者提供のアパートを退室せざるを得ず、知人宅に滞在しながらハローワークに通い仕事を探すといったような日系ブラジル人、日系ペルー人らの窮状はTV番組、ニュース、新聞・雑誌などでここ数年たびたび報じられてきた⁴。

定住化に伴う対応課題

外国人の問題は、入国管理については法務省、子どもの教育については文部科学省といったように、省庁ごとの縦割りによって問題が個別に検討されがちであった。「定住外国人」については政府が2010年8月に「日系定住外国人に対する基本方針」を出すなど、一定の対象に対し現状を踏まえた総合的な支援策が提示されつつあるが、必ずしも一人ひとりの生活を基点においた施策展開であるとはいえない。

本論文の課題は、人権を守るための法制度、具体的な政策、そして、継続的な支援を可能とする援助体制と具体的援助の方法、こういった複合的な観点から社会的バルネラビリティを有する人びとの生活の全体性を支えることの可能性について検討することにある。社会福祉とは包括的、総合的なアプローチにより援助を行うものであり、それは人びとの生活が分節性とともな全体性、さらには統合性をもつためであると古川は指摘する（古川2009：76）。

そこで、他領域における研究も含めたこれまでの先行研究を通して、長期滞在・定住化の進展するニューカマー外国人の社会的バルネラビリティの様相を明らかにしたうえで、人々の生活を統合性をもつものとして捉え、ニューカマー外国人の定住化の進展に関わる福祉施策展開の課題を検討するものである。

古川は現代社会の総体を社会、経済、政治、文化のマクロシステムからなる4相構造社会として提示し、社会福祉にとっての外部環境システムと位置づけている（古川2007：48-51）。外部環境システムの理解にあたっては、ニューカマー外国人が労働者として日本に來日し、滞在が長期化、定住化していった社会・経済的背景、家族を形成するなどして次第に生活課題が複合化していった経緯、地域住民との関係等について、他領域を含む研究蓄積の整理、検討が有効であると考えられる。

本論文ではまず、ニューカマー外国人のうち、定住化の進展する日系人を対象とした社会学領域における研究を中心に、滞在の長期化に伴い複合化するかれらの生活課題の多様化について整理を行う。日系人就業の問題の重要性について小川は、一般技能者に門戸開放された場合、外国人労働者は日系人労働者が直面しているのと同様の問題に、在留資格が不安定な分、より弱い立場で直面すると予想し、日系人固有の問題にとどまらない可能性を指摘している（小川1992：181）。次に、社会福祉領域におけるニューカマー外国人の国内制度適用および援助の場における支援の課題についての研究を整理する。最後に、社会的バルネラビリティの視点から、ニューカマー外国人への福祉施策を今後形成するにあたっての検討課題を整理する。

2 生活課題の多様化—日系人研究を中心に

定住化の進展

樋口は1980年代以降から出版時の2005年以前までのブラジル人の移住過程について①人口と増加率、②ブラジル人労働力の送り出しと受け入れ体制、③日本の経済状況、④政府・自治体の政策の視点から検討を行い6つに時期区分している（樋口2005：4-12）。日系ブラジル人は画期を経るに従って、一世から三世へと世代は広がり、従事する業種も自動車・電機産業から食品産業などへと多様化し、人手不足の解消要因としての存在からコスト切り下げの要因へとその位置付けも変わっていった。その結果、日本各地の工業地帯へと分散し、各地域でエスニック・ネットワークを形成し、滞在が長期化していった。子どもの教育、団地でのトラブルなど問題も多様化していった。日系ブラジル人が集住する自治体では顕在化する制度的課題を解決するために外国人集住都市会議を開催し、国への提言を行うようになった。

このように、当事者の來日理由、背景、目的は多様化し、一方でかれらを取り巻く経済的、政治的、社会的環境も急激に変化していった。それに伴い、かれらの抱える生活課題も多様化が見られるようになった。こうした日系ブラジル人の増加と滞在の長期化、それに伴

う課題の顕在化に呼応する形で、とりわけ入管法改正以降、日系人に関する研究は展開していった。次節以降5期に分けその変遷をまとめる。

第1期：医療・子どもの教育への着目（1991年－1993年）

ニューカマー外国人労働者の増加に伴い初期に問題が顕在化したのはまず、労働現場における怪我や、日本で生活を送るなかでの健康・医療問題、次いで呼び寄せの子どもの教育問題などであった。労働や医療にかかわる問題については非正規滞在者への対応が深刻な課題となっていた。伊豫谷は、合法的な外国人労働者としての日系人の存在により、「教育や医療などにおける地方自治体の受け入れ基盤が形成され始めたこと」の意義を指摘する（伊豫谷1992：125）。1991年11月神奈川県主催の「外国人労働者問題国際シンポジウム」をまとめた手塚・宮島・涂（トゥ）・伊藤編（1992）では、外国人労働者に関わる具体的な課題とそれへの対応事例が報告されている。例えば、ニューカマー外国人労働者の増加に伴う医療問題への対応としての保健センターによる多言語問診票の作成や外国人相談員・通訳の契約、日系ブラジル人が1989年ごろから急増し始めた地域での学校受け入れにおける文化や制度理解の必要性や日本語指導の問題などである（手塚・宮島・涂・伊藤編1992：166-73）。

喜田川（1991）は、集住地域の群馬県大泉町で行った日系ブラジル人への調査の分析を通して、すでにこの時期に定住化の傾向を指摘している。そして、日系人労働者の受け入れ、並びにその基盤整備に関する政策的提言として①若年層が過半数－職業訓練と日本語教育、②男女半数、家族滞在・来日がほぼ半数、厚生・教育に関する総合対応を、③必須の公的日本語教育、④技能有資格者が過半数－職場訓練の潜在力高い、諸資格・学歴の日本認定を、⑤日本語と民族文化教育振興－ポルトガル語の相談機関を、⑥職場・地域での交流の活性化イベントや小集団活動を、⑦永住志向と受け入れ基盤などといった項目を挙げている（喜田川1991：175-7）。このように、この時期にすでに定住化の可能性とそれに伴う課題は認識されていたが、断言するにあたっては慎重な研究者がまだ多かった。

第2期：問題変化への着目（1994年－1995年）

バブル崩壊後、賃金の引き下げなどにより当初の貯蓄目標が達成できないなどの理由で、日系ブラジル人の滞在の長期化が見られるようになってきた。それに伴い、家族の呼び寄せや家族の形成などで日本に滞在する学齢期の子どもの教育の問題が各地で顕在化してきた。梶田が「日系人と日本人との密接な形でのつき合いは、地域社会や労働という分野よりも、むしろ教育という分野において顕著である」と指摘するように、子どもを通して日本人とのかかわりが見られるようになっていった（梶田1994：156）。また、現実には労働市場において「単純労働」しか開かれておらず、日本語も不十分であることから「底辺労働力」としての労働市場への滞留が予想されること、子どもの教育を重視し「定住型」への完全な移行も予想されることなどを指摘している（梶田1994：264）。

その後、宮島・梶田は外国人労働者が家族（とくに子ども）を伴うケースが増えてきたこ

とにより、地域社会でのプレゼンスが強まってきたこと、それに伴い「外国人問題」の中身が変化してきており、「住宅、医療、社会保障、教育、文化、市民生活など広い分野で外国人の参加が増大し、また一方で、そうした多面的な市民参加を促進するための施策が必要」であることを指摘している（宮島・梶田1996：ii）。

だが定住化については、日系中南米人の場合には時給引き下げや解雇により帰国する者がいる一方、自動車産業から食品等の製造業や水道・電機工事等のサービス業種へと移り5年以上滞在する者がおり、まだ一般化は避けるべきと慎重な態度をとる（宮島1996：3-4）。

第3期：地域、ネットワークへの着目（1996年－1999年）

かれらのネットワークや居住する地域における日本人住民との関係への関心が高まり、次第に分析が進んでいった。また帰国と定住の間を揺れ動く日系ブラジル人の、日本と母国の双方における適応問題など、滞在の長期化に伴い生じてきた課題の検討も見られるようになった。

広田は日系ブラジル人の増加に伴い地域における「共存」実践としてのエスニック・ネットワークやエスニック・ビジネスが展開してきたことを指摘する（広田1997）。

また日系ブラジル人の増加に伴う公営団地での集住などにより、地域でその存在が顕在化していく過程で、日本人住民とのコンフリクトが生じてきた。そうした過程を追い、共生の困難さとその可能性について都築が論じている（都築1996）。

辻は、難民とは違い母国を脱出してきたわけではなく、外国人花嫁のように日本への永住を前提にしているわけでもない、将来の生活設計を柔軟にしやすい状況のために、「帰国に備えて母国の文化を保持することと、日本の文化を取り入れて日本にとけ込むことの双方が中途半端」になることを指摘、「日本への適応が遅れたり、母国に帰ってから再適応できなくなったりする事例」をあげている（辻1997：75）。

第4期：「生活者」視点の定着（2000年－2004年）

日系ブラジル人はじめニューカマー外国人のおかれた生活状況とそれを取り巻く政治・経済・文化・社会の諸様相に基づく生活課題の多様化に呼応する形で、研究もまた多様化していった。10年以上の長期滞在者も増え、外国人労働者としてではなく日本で生活を営む生活者＝地域住民としての視点による研究が増加した。

石井は、移民が日本社会に「根を下ろして」居住する傾向に伴い、労働力でなく地域社会で自己実現をはかり生きがいを求める生活者としての移民が出現したとし、「移民」の居住、生活という視点の必要性を指摘する（石井2003：20-1）。そして現代日本社会における移民の「居住・生活」を考えるにあたって①ローカル・ナショナル・グローバルといった複数のレベルを意識すること、②政府、地方自治体、NGO、地域の日本人住民といった主体、そして何よりも移民自身の認識と、行為および関係を見ていくこと、③それぞれの主体の主観的な認識が、どのような制度の枠組みに規定され、また接合しているのかを見ていく必要と

いう理解に基づき、「日本社会で暮らすこと」を選んだ人々が抱える問題と、そのとらえられ方の検討を目的に本書を編集している（石井2003：23）。就労環境、居住・生活環境に関わる問題としては制度と文化をあげ、「移民」の受容に合った形での環境整備が未だ十分ではない状況を指摘する。①当初「外国人労働者」として認識されたニューカマー外国人の多くは、現在でも労働者としての側面を持つ一方、就労現場における日々の労働は「生活」の一面であり、職場における日本人と外国人との関係が現在注目されていること、②医療問題では、医療への外国人のアクセスの問題にとどまらず、移民の多様性および異文化の尊重が重視されはじめていること（石井2003：32-3）などをあげる。

こうした、問題の多様化と深化の様相が、移民のライフ・ステージに目を向けることの必要性を示しており、また、日本での家族合流、家族形成の増加が、「定住化」をより推し進め、居住・生活において教育を始め新たな問題、ニーズを生み出しているとする（石井2003：34）。そしてこうした状況に対する理解のあり方、理解の程度は、生活の現場にある人々によって結果として創っていくもので、関係構築の営みの必然性そのものが問われていることを指摘する（石井2003：44）。

日系ブラジル人を取り巻く制度的、構造的要因とその生活を包括的に検討した研究としては小内・酒井編著（2001）があげられる。

小内はこれまでの研究は「急増する外国人労働者を一時的に日本に滞在する『出稼ぎ』者」と認識し、①外国人労働者の急増に伴う地域社会の変化や従来から居住している地域住民＝ホスト住民に与える影響、②外国人労働者と従来から居住している地域住民との関わり合いについての検討が不十分であったと分析する（小内2001：8）。そして外国人およびホスト住民を対象として、外国人労働者の流入・増加・定住化が地域社会に与える影響の実証的研究に着目し、それらを踏まえたうえで分析枠組みとして①日系ブラジル人を中心にした外国人労働者とホスト社会・ホスト住民との関わり方と、ホスト社会・ホスト住民の変化に焦点をあわせた分析、②地域社会を機構的システムと労働－生活世界から構成されるものとして把握、③外国人労働者とホスト社会・ホスト住民との共生のあり方についても、機構的システムと労働－生活世界という観点から把握、④外国人労働者とホスト住民双方の多様性に留意しながら、両者の関わり方を検討。性や年齢といった基本属性の視点とともに、移動－定住と階級・階層構造という視点からも把握、という4点を提示している（小内2001：9）。

第5期：経済と社会の相克という視点（2005年—）

生活者としての日系人を取り巻く制度的、構造的要因を分析し、「統合」をキーワードに社会設計の必要性を指摘、検討する研究もあらわれた。

梶田・丹野・樋口（2005）において樋口は、これまでの先行研究の多くは記述的で使われるデータが貧弱であったと指摘する（樋口2005a：3-4）。小内らの問題意識を評価しつつも丹野は日本の経済（企業社会）が望むことと、日本の社会（生活者としての日本人住民の社

会)が望むことに、大きな乖離が存在しており、それを「経済」と「社会」の相克として捉えらるゝとする(丹野2005:246)。

まず、市場の規制に対する国家の無策が、移民コミュニティの失敗を生み出し、「政府の失敗」を補ってきた地方自治体の対応も「国際化」の延長としての外国人政策であり、「共生」を掲げる議論は、同化主義と変わらず、排除に与する言説さえ生み出してしまい、根本的な解決の道筋を示せないとする。(樋口2005b:285)そして、現在支配的な「顔の見えない定住化」から、より人間の発達に寄与する均衡に至るための条件として、「統合」というキーワードを提示する。そして社会文化的領域での多元性と政治経済的領域での平等を推進するにあたっては、統合を実現するためのルールとしての「権利」とそれを実践に移すための資源としての「コミュニティ」の両者に焦点を当てる必要があるとする。コミュニティに蓄積された社会的資本が政治参加を促進することから、コミュニティの強化が必要と位置づける。

最後に樋口は「ブラジル人問題」を「マイノリティが集中的に背負わされている日本社会全体の問題」とし、「最低限の人間的生活を保障し、コミュニティの活力を生かせるような社会設計のあり方」の提示、すなわち『第三の道』が強調する建設的福祉の議論と社会的資本論の立場」としてこれまでの論を位置づけている(樋口2005b:303)。

以上本章で見てきたように、ニューカマー外国人に対する研究は、一時的滞在者としての労働者から長期滞在・定住化が進む中で生活者として位置づける視点が次第に強まり、当事者の医療、子どもの教育からより包括的な生活全体への視点、地域におけるホスト住民としての日本人との関係性、日本社会の政治経済的背景を踏まえたうえでの問題提起へと展開していった。

3 社会福祉領域における研究の展開

分類の視点

これまで日系ブラジル人を中心とするニューカマー外国人の滞在長期化の背景と生活課題の多様化について、社会学領域を中心にその変遷を整理してきた。

古川は、「国内社会福祉の国際化」に関わる諸問題として①滞日外国人に対する国内制度適用問題、②NGO・NPOによる滞在外国人支援問題をあげる(古川2004:118-9)。

そしてこの領域には「長期滞在外国人、目的外滞在外国人、それらの外国人と日本国籍の女性との間や外国人どうしの中に生まれた無国籍児童などにたいする社会保険、公的扶助、福祉サービスの適用に関する諸問題」、「これらの人びとにたいする社会福祉協議会やNPO団体による支援活動」などが位置づくとする(古川2004:120)。社会福祉領域の研究において日系人を中心の対象とした研究は限られるため、広くニューカマー外国人を対象とした研究をここでは取り上げる。

本章では古川の示した枠組みに変更を加え、①ニューカマー外国人（オールドカマーは含まない）に対する国内制度適用問題、②援助の場（NPO・NGOに加え福祉の現場も含む）におけるニューカマー外国人支援問題（1 事例に見る支援の課題、2 多文化の視点など理論的研究）とに分け、福祉領域の研究を時系列に概観する。

①国内制度適用問題

佐藤は入管法改正から間もなく「国際的な移民労働者の流入をほとんど経験することのなかった日本では、その総合的な労働、生活福祉的な法政策対応のすべと、ノウハウを形成しえなかった」という問題意識のもと、現状は合法か否かを問わず、移民の労働福祉、生活保障の面で、多くの問題に対して自治体、非政府関係団体（NGO）が現実には当面しているため、日本は先進国とは言いがたいと指摘する（佐藤1992a：i）。そして、「外国人労働者問題をめぐる人権と労働、生活福祉の国際的な規制と日本の法政策の現状、加えて自治体、NGOの福祉対応とを総合してとりあげた」研究がみられないことから、現場からの問題に即して短、中長期的に対応が迫られている人権保障にかかわる問題の提起をめざした。同時に、国際化は、経済優先、労働力利用のみでは対応しえないことを指摘する（佐藤1992a：ii）。

本書ではまず法制度における論点と課題を「一つの視点をもつ法政策形成とその実現」とし、具体的には①「国際社会の規範」（外国人労働者の人権や労働、生活保障にかかわる国連、ガット、ILO、ECなどの条約やルールなどの遵守）を中心に、国内関係法の制定、整備が必要、②外国人労働者の人権にかかわる異文化、生活、習慣、言語その他を尊重した中央、地方自治体の労働、生活、福祉行政（総合的な労働、生活福祉相談と生活確保のためのソフト、ハード体制など）対応の整備が急務との2点をあげる（佐藤1992b：5）。

法制度の整備が必要とされる一方、社会保障・社会福祉の領域では対人サービスの問題が欠かせないことから、言葉のわかる、かつ処遇援助技術をもつ専門的なケースワーカーの雇用、配置の必要性についても指摘する。（佐藤1992c：91）。

同書で小島は国レベルの政策について、ヨーロッパの移住者への援助政策としてのインテグレーション政策を紹介し、「当事国で提供される社会資源（病院・学校、役所など）と諸サービスや制度の知識・情報を提供し、早くその国の文化に慣れて当事国の生活に同化するよう、フォーマル・インフォーマルな援助」の重要性を指摘する（小島1992：122）。一方で日本においては「法的正義の隙間に差し伸べられる援助」であり、「多民族社会の出現は予期できなかったためか、合法的な外国人労働者すら地域社会に受け入れる政策的準備もできていなかった」ことを問題点としてあげる（小島1992：134-5）。

こうしたニューカマー外国人をめぐる課題については、生活の場である地方自治体が対応を行ってきた側面が強い。医療、住居、労働等をめぐる問題は、いずれも外国人労働者にとって深刻かつ重要な問題だが、外国人の居住する自治体の場において問題となっても、

その背景および根本的な矛盾は法律をめぐる問題であり、国の行政の問題であると金子は指摘する（金子1992）。にもかかわらず「多くの法的な制約の中で、ある時は法的な権限を越えてその自治体独自の対応が求められることもあり、またある時は権利を具現化するための橋渡しとしての役割が求められることになる」点を金子は論ずる（金子1992：191-2）。そうした中で外国人労働者の社会保障をめぐり活躍し「ウチなる国際化」を体現しているボランティア組織との対比で地方自治体の課題を捉えることの意義を指摘する（金子1992：207-8）。

以上のように入国管理法改正後の1992年の段階において、国の制度、サービスを提供する専門職の必要性、地方自治体の役割、NPO・NGOによる生活支援とその限界といった包括的な論点が本書ですでにあげられている。

また星野は「国内問題としての国際化」における課題を、個々の法律の問題というより日本国憲法における「国民」解釈の明確化であるとし、難民条約を批准し難民の「定住者」としての受け入れを政策決定した以上、「在留資格を持って居住する外国人に、自由権のみならず受益権ないし社会権さらには地方自治への参政権をも保障すべき」と、シティズンシップ保障の必要性を指摘している（星野1994：20）。

②援助の場における問題 1－事例に見る支援の課題

援助の場においては、早い時期から労働、医療、居住など様々な生活課題を抱える外国人と向かい合ってきた。そうした中で、言葉や文化の違いにどのように対応していくか、制度適応の困難といった現実的な問題にぶつかり、文化理解や専門的知識の必要性が認識されてきた。実践を通して見えてきた課題報告についてはとりわけ1995年前後から多くみられるようになってきている。

『月刊福祉』では1995年に「特集 在日外国人の福祉・保健・医療」を組み、様々な事例を報告している。

1980年代半ばよりインドシナ難民の医療に関わってきた小林は、日本語を十分に獲得できなかった年代の人々の高齢化にともなう今後の医療需要の高まりが予想できたことから、8言語対応の国際クリニックを開設した。そして今後の課題として①相談を受ける側－すなわち通訳およびそれをサポートする事務局員の資質の向上、②常勤スタッフを雇用し永続的な仕事を行うための運営費用、③官と民との協力をあげる（小林1995：16-9）。

また酒井は保育園での実践を通して見えてきた課題を、南米からの労働者の家族呼び寄せに伴う入園児童の増加に伴い、食事、文化、生活習慣の相違や相互理解のための言葉の重要性から南米滞在経験のあるボランティア通訳の配置や、労働力を必要とする企業の協力を得る取り組みを行っていることを報告している（酒井1995）。そして、今後の問題として子どもの母国語の習得、「日系人同士が自ら考え、自ら行動をおこすこと」と、エンパワーメントの必要性も提起している（酒井1995：21-2）。

同特集では、地域での課題として神奈川県での取り組みを分析した加藤の論文も掲載されている（加藤1995）。外国人対象の「福祉マニュアル」の作成過程で①外国人問題の課題は、「コミュニケーション障害」（言語の問題）よりも、「生活上の障害」のほうが大きい、②外国人登録や在留許可が取得できなかった外国人の問題が、相談機関から外れており、県内に住んでいるすべての外国人を対象とするマニュアルである必要、③外国人問題は、日本人自身の社会福祉における矛盾や欠陥と重なっており、日本の社会福祉制度やシステムの変革こそ必要、との三点が明らかになったとする（加藤1995：13）。

加藤はこの生活実態調査を元に、人間から「労働力」だけを抜き取り、生活者として受け止めていないことから人権無視の実態が発生しているとして、地域レベルから在住外国人の生活支援を行う活動の目指す内容を、①いのちの保障、②アイデンティティの確立、③多文化交流の創造、④生活していくうえでの当事者自身の情報づくりに分類した（加藤1997：129-30）。

その上で在住外国人の基本的な生活課題を①からだ（医療費、健康保険未加入など）、②働くこと（正規の従業員でない、深夜労働強制、労働災害など）、③子どもの育ち（言葉や文化・生活習慣の違いによる悩み、出生届や国籍の取得方法がわからないなど）、④住まい（狭い割には家賃も高い、悪環境など）、⑤言葉（コミュニケーション、情報収集の基本。緊急時、日本語教室、通訳など）、⑥福祉（「生活保護法」を中心に福祉法の適応問題。オーバーステイの無権利状態など）に分けて問題整理を行った（加藤1997：131）。

さらに在住外国人の生活支援方策として①言葉（日本語と母国語の学習）、②文化（日本文化と多民族文化の尊重と交流）、③社会参加（当事者性の重視）、④人権を基本とした拠り所、⑤安全（震災時の支援のあり方の検討と支援体制の構築）、それぞれの保障の必要性を挙げたうえで県域での生活支援の体制整備として外国人生活支援センターの設置、人材の養成、民間活動支援の必要性を提起している（加藤1997：132）。

援助の現場から見てきた課題としては他にも大川が横浜市福祉局寿生活館での生活事例からの考察として①平等原則と可能性追求、②情報収集と関連機関連携をあげ、「日常業務の枠組みを超えた情報収集や、NGOへの参加あるいは行政交渉などの手法を、一定のソーシャルワーク技法として認知・確立すべき時期に来ている」と今後の課題を指摘している（大川2001）。

小林は医療の現場での「外国人を診療するうえで乗り越えるべき問題点」として、①言語の問題、②医療費の問題、③風俗・習慣のちがひ、④疾患の違いを指摘する（小林2006：2248）。

花崎は「アジア人女性で日本人男性との間に子どもをもち、その男性の暴力や置き去り等で行き場がなく、困窮している母子のためのシェルター」を1991年に創立、年代順の事例に基づき支援とその課題をあげ、「母子生活支援施設の動き、今後の課題、あるべき家族の姿」

として①自立支援のために、②自立困難な女性のために、の二つに分けて整理し、地域での生活サポートシステムの構築の必要性を提示している（花崎2003）。

国際福祉に関する論文、著書のある萩原は地方に居住する外国人も視野に入れる必要性を提起し、「日本の移住労働者（パート就労を含む）の福祉問題を検討する場合、在留資格の有無及び居住地域に分けて、問題の検討を行う」べきとする（萩原2002：105-6）。

以上のようにニューカマー外国人支援問題については、早い時期から外国人と向かい合ってきた援助の現場での具体的事例から見える、制度適用の現実および対応の課題が指摘されてきた。

③援助の場における問題2－理論研究の展開

理論適用への模索

援助の場におけるニューカマー外国人支援問題については、具体的な援助のあり方や外国人への支援に求められる理論的枠組みについての研究も見られる。これらは主に移民国家アメリカでソーシャルワーク実践や研究を行った経験のある者などが中心となっている。

山中は早い時期に、異文化間コミュニケーションの立場から、異文化の集団や個人に対するソーシャル・サービス実施を行う場合の目標および、基本的な問題の明確化と解決への提案を行っている。異文化間コミュニケーションに関わる問題の特徴を、一般化が極めて困難としつつ、原則的な提言として①同化主義原理の排除、②日本人の社会サービス従事者に対する異文化間トレーニング、③外国人および異文化背景をもつ人々のワーカーへの登用をあげている（山中1985）。

外国人へのソーシャルワークの体系化については、石河の試みが挙げられる（石河2003）。石河は、外国人女性や外国人家族の事例を挙げ女性福祉、児童福祉、医療福祉など社会福祉のさまざまな分野で異文化間ソーシャルワークが必要なケースが存在するとし、国際福祉領域からの異文化間ソーシャルワークの検討、発展必要性を提示している（石河2003：26-9）。そして、外国人が暮らしやすい生活環境の構築には地域社会の変容も必要であり、「地域福祉」分野における多文化共生の視点からの地域づくりが必要とする（石河2003：29）。そのうえで、日本の異文化間ソーシャルワーク実践事例について医療ソーシャルワーク、NGOによる外国人女性への支援などを取り上げ、必要とされる援助技術についてまとめた（石河2003：111）。異文化対応の支援システムの構築に向けては①日本社会・地域の変容の必要性、②多言語・多文化サービスシステムの充実化、③日本語教育プログラムの拡充、④サービス機関・組織としての外国人支援、⑤保健・医療・福祉専門職者に対する研修、⑥市民に対する異文化理解講座の開催、⑦外国人に対する異文化理解講座の開催、⑧支援に繋がる実態調査の実施が必要とする（石河2003：123-30）。

その後、石河は「多文化ソーシャルワーカー」に求められる能力として①外国人のみならずどの分野の対象者にも共通するジェネラルなソーシャルワークの能力、②多文化対応固有

のスペシフィックなソーシャルワークの能力≡ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスの必要性を示した（石河2008：139）。カルチュラル・コンピテンスについて石河はLumを引いて「ソーシャルワーカーが多様な文化的背景のクライアントに効果的であるために開発しなければならない一連の知識と技術」であり、文化的気づき、知識の獲得、技術の開発、帰納的学習の4つの領域を示しているとする（石河2008：136）。今後の検討事項として①ソーシャルワークの専門教育の中でカルチュラル・コンピテンスを取り上げる仕組み作り、②外国人支援に携わっている人材がソーシャルワークの基本とカルチュラル・コンピテンスを身につける現任訓練の普及と「多文化ソーシャルワーカー」として活躍できる仕組み作り、③福祉専門職者に対しカルチュラル・コンピテンスを身につけるための研修の実施をあげている（石河2008：141）

寺田は外国人支援に関するソーシャルワーク理論を整理し、国内事例における適用可能性を検討している（寺田2007）。①日本の地域社会で生活する外国人の増加傾向に伴い、かれらの社会福祉に関する研究が増えつつあること、②国内の外国人を取り巻く社会状況の報告や、その中で困難を抱える個別事例の報告に加え、具体的にどう支援するべきかという、ソーシャルワーク理論の検討も増えていること、③これまでの国内研究では、アメリカをはじめとする海外の先行研究において蓄積されてきた方法や知見を、日本の状況に合わせて導入・適用するケースが中心であったとの整理を行い、各論者がそれぞれの観点に基づき論を展開することにより多様な理論の錯綜が見られるとする（寺田2007：91）。こうした問題意識のもと国内で提示されてきた外国人支援に関するソーシャルワーク理論の主要なものとして、①異文化間ソーシャルワークおよび多文化間ソーシャルワーク、②エンパワーメント、③ストレングス・パースペクティブ、④エコロジカル・パースペクティブ、⑤インクルージョンを取り上げ、各理論の概要を整理している。

そのうちインクルージョンについてさらに考察を深める形で寺田は、欧州諸国を中心に論じられてきたソーシャル・エクスクルージョン概念への対応としての位置付けを提示、ソーシャル・インクルージョンへの試みがソーシャル・エクスクルージョンへと転化する危険性の指摘などを言及する。そして、「多様な要因が複合化した多面的排除の状況が顕在化し、その包摂の在り方が問われる一例として、日本人男性と婚姻関係にある外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害とその支援を取り挙げ、ソーシャル・インクルージョンの内在的ジレンマを克服しつつ支援を展開する方策」の考察を試みている（寺田2008：240）。「個人か社会かという一方的な働きかけに偏らない包括的な支援展開が極めて重要」としたうえで、政治的側面からの要請の必要性、臨床的側面における「ストレングス強化を目的とするエンパワーメント」の重要性を指摘、巨視的な見地からの文化的、社会的、経済的要因の検討によるDV問題の解決に向けた制度的基盤の構築を急務の課題としてまとめている（寺田2008：254-5）。

外国人へのソーシャルワークにおけるエンパワーメントの視点の必要性については武田も指摘している（武田2005）。地域社会での多文化共生社会実現には、「エスニック・コミュニティのエンパワーメントと共に参加型のまちづくり」が不可欠とする（武田2005：88）。社会の中のさまざまな障壁を取り除き、幅広い住民の声を地域のまちづくり政策に取り入れることが重要であり、そのためにはエスニック・コミュニティのエンパワーメントの支援、加えて地域の住民や行政への開発教育、異文化理解教育、啓発活動などが必要性であること、それによって多様な文化の混在により生じる地域社会の「コンフリクト」が「多様性の享受」に生まれ変わる可能性を指摘する（武田2005：88）。このように外国人が生活を営む地域や彼らのエスニック・ネットワークという「コミュニティ」を基盤としたソーシャルワークの必要性も提起されるようになりつつある。

関心の広がり

2009年にはソーシャルワークの学術誌において「外国人支援とソーシャルワーク」という特集が組まれるなど、次第に外国人を対象とするソーシャルワークへの関心の広がり、理論化の必要性への認識が見られるようになってきた⁵。

巻頭言において久保は「ボランティアやNPOなどが自発的・先駆的に積み上げてきた実践を、理論化していく段階」にきており、「従来、ソーシャルワーク実践が法制度に拘束されがちで、制度・援助の網の目からこぼれ落ちる問題群に目を向けることにふじゅうぶんであったこと」を認めつつ「人間の多様性を尊重し、その人の家族やコミュニティなど身近な環境の価値観や行動パターンと、より大きな環境である社会システムのそれら双方を同時に理解するというソーシャルワークの視座」を再認識したと述べる（久保2009：1）。

特集の第一論文で武田は外国人支援を取り巻く現状と課題について包括的にまとめている（武田2009）。武田は、日本国内への世界各国からの人の流入が、地域社会においてさまざまな課題を生み出しており、福祉的課題への理解とそれらに対する多文化ソーシャルワークの実践、研究が必要であるとし、「多文化ソーシャルワーク」を「多様な文化的背景をもつ人々たちに対するソーシャルワークの総称」として位置付ける（武田2009：177）。そして、外国籍住民に対するソーシャルワークの必要性が日本でも求められるようになってきたとし、問題を①外国人固有（在留資格、差別・偏見に基づく雇用・住居に関するもの、問題の背後にある日本社会の態度・価値観、制度、政策、構造に関するもの等を例示）と②日本人と共通（社会保障・医療、DVを含む家族問題、教育問題）に分け、前者は外国人支援や多文化共生のための専門機関による多文化ソーシャルワーク、後者は本来既存のフォーマルな福祉機関や専門機関で対応すべきだが、現状では仕組み・体制の不備から外国人支援専門機関を利用しているとする。

そして、移民を積極的に受け入れてきた歴史的背景のある北米で1990年代後半以降、実践の「効果」を強調するカルチュラル・コンピテンスが多文化ソーシャルワークの実践枠組み

として受け入れられていったとする（武田2009：181-3）。そのうえで 日本でも、外国人支援に携わっている人たちがソーシャルワークの基礎的知識・技法、カルチュラル・コンピテンスを身につける研修の提供および、専門機関におけるソーシャルワーカーへの現任教育の必要性について言及する。また、外国人当事者の活動の強化、多文化ソーシャルワークと国際ソーシャルワークの連携の必要性についても指摘する（武田2009：183-5）。

4 今後の課題

福祉施策の形成

社会福祉領域におけるニューカマー外国人に関わる先行研究について、前章までに大きく制度と援助に領域を分け時系列に概観してきた。援助の場から見えるニューカマー外国人の抱える生活課題とその援助のあり方、政策・制度の矛盾について指摘、分析する論文が多くみられた。社会福祉領域における外国人の生活課題の位置づけられ方は、援助の場におけるニューカマー外国人支援問題として、具体的事例や援助の方法についての検討を中心に研究がなされてきた傾向にある。一方で、そうした生活課題の背景には国内制度適用における問題があることが1990年代から既に指摘されてきた。

古川は社会福祉研究の対象を「社会福祉とよばれる社会的事象」と位置づけ、社会福祉についての専門的な知識や技術、社会運動、偏見や差別を含む市民一般の社会福祉にたいする意識などが包摂されるとする。そのうえで社会福祉にかかわる施策（政策、制度、援助）の解明を中軸として位置付ける（古川2009：109）。社会学領域を中心とした日系人の定住化の進展にかかわる研究蓄積は、社会福祉にとっての外部環境システムとしての社会・経済・政治・文化の理解にあたって有効であり、さらには社会福祉にかかわる施策の形成を考えていく上でも参照する意義があると考えられる。

そうしたことを踏まえたうえで本章では、ニューカマー外国人を取り巻く問題とそれへの対応について、社会学領域を中心とした知見を参考にしつつ、より包括的に社会福祉の視点から問題を把握することの可能性とこにち的意義について検討を行っていく。

シティズンシップの保障—地域福祉型社会福祉の視点から

古川は現代における福祉的課題にかかわって、外国籍住民などサブカルチャーを有する社会的にバルネラブルな人々の下位類型を①生存に関わる問題、②健康に関わる問題、③生活に関わる問題、④尊厳に関わる問題、⑤つながりに関わる問題、⑥シティズンシップに関わる問題、⑦環境に関わる問題の7つに分けている（古川2009：94-6）。社会的バルネラビリティを有するニューカマー外国人の生活課題は、日本で生活を営んでいくにあたって⑥シティズンシップの問題と密接に絡み、その他の類型に派生している。

ニューカマー外国人は、増加しつつあるとはいえ、生活課題を親族、同国ネットワークなどを利用しつつ自助努力で解決することが多い。そうした中、ボランティアな活動は、生活

者としての外国人に寄り添い、課題解決のためにさまざまな取り組みを行ってきた。言語、生活習慣、宗教等といった文化的側面において多様性を有する外国人を生活者として位置付け、その生活課題を解決する営みは、地域社会において多様性を承認しシティズンシップの保障を目指すインクルージョンの実践として位置付けられると考える。

こうしたボランティアらによる地域レベルにおける支援の営みは、多文化ソーシャルワークを実質的に展開しつつニューカマー外国人の社会的バルネラビリティを解消する営みとして大きな意義を持っているものの、問題の背景にはニューカマー外国人に対する政策・制度の適用問題がある。政策的理念としてのインクルージョンの視点から包括的移民政策を確立することにより、日本社会のメンバーとしてのシティズンシップをどう保障するかが、いままさに当事者、社会の双方に必要とされている。そのためには、NPOやボランティア組織をはじめ外国人の生活支援にかかわる団体、個人によるソーシャル・アクションもまた、当事者を含む生活者としての住民にとって真に有効な移民政策の確立には欠かせない。

すなわち、ニューカマー外国人は社会的にバルネラブルな状態に置かれやすい存在であり、社会的バルネラビリティの解消とインクルージョンの実現においては政策・制度的対応の不十分さという現実によりボランティアな組織の支援が大きく意味を持っており、シティズンシップの保障が求められる存在として社会福祉の視点から位置づけられる。

そして、社会的バルネラビリティを有するニューカマー外国人が生活を営むのは地域であり、ボランティアな組織などが生活支援を展開する場もまた地域であるということ考えた場合、ニューカマー外国人が抱える多様な領域にわたる生活課題の解決には、かれらが生活を営む地域を拠点として包括的にその課題の解決を目指す、地域福祉型社会福祉の視点が必要とされる。

古川は地域社会での利用者の自立生活の支援には、福祉コミュニティの形成と、それを支えるまちづくり（地域社会の組織化）が重要であるとする（古川2009：14-5）。そのためには利用者の生活の全体像を視野に入れた包括的な支援が必要であり、社会福祉以外の社会サービスとの連携、協働が求められることになるとする。そして地域福祉型社会福祉の効果的な展開には、社会サービスの提供に最終的に責任をもつ行政と住民との協働が必要とする。多文化ソーシャルワークの展開にあたって、こうした視点の必要性は各論者が多かれ少なかれ指摘している点でもある（石河2003、武田2009）。

生活を営む場としての地域において、社会的バルネラビリティを有するニューカマー外国人の生活課題解決にあたって、ソーシャルワークを展開し、エンパワーメントを実現するには、多文化の視点はもちろん、当事者コミュニティ、地域コミュニティなど複層的なコミュニティの形成と古川の述べる地域福祉型社会福祉の視点が必要とされると考える。その際には、日本人、外国人もともに地域住民であるという視点から多文化についての相互理解、地域における生活課題解決のための協働が一層求められる。

おわりに

本論文では1990年の入管法改正以降急激に増加したニューカマー外国人、なかでも日系人を中心対象に、かれらの増加の背景と経緯、かれらの日本における位置づけを整理し、先行研究における分析の視点および、彼らの抱える生活課題の表出の変遷と包括的な視点の研究の現れについて整理を行った。そのうえで、社会福祉領域における研究について、ニューカマー外国人に関わる研究を中心に国内制度適用問題と支援に関わる問題についてそれぞれ整理を行った。

以上を踏まえ、社会学領域を中心としたこれまでの先行研究を積極的に取り込みつつ、社会福祉の視点から生活の統合性を持つ存在としてニューカマー外国人を位置づけ、生活課題の把握と政策・制度・援助のあり方について検討することの意義を考察した。

こうした問題意識に立つものとしては三本松を代表とする研究があげられる（三本松2009）⁶。リーマンショック以前のブラジル人集住地域において実施したヒアリング調査及びブラジル人へのアンケート調査の分析に基づいて、朝倉は「雇用、住居、文化、人間関係」が不安定なまま定住化している日系ブラジル人の生活問題の特徴を「不安定定住」と位置づけた（朝倉2009：29）。そして報告書のはしがきで三本松らは、生活者としてのかれらの生活困難に関わる課題を社会福祉の問題として位置付けて社会福祉の支援の新たな方法を探る必要と、そうした認識の社会的共有の必要性を提起する。そして、福祉コミュニティを中核に形成される多文化福祉社会のあり様が問われていることを指摘する（三本松2009）。

今後の課題としては、1990年の入管法改正以降増加を見せ、家族を伴った滞在の長期化や定住化が見られる日系ブラジル人をはじめとするニューカマー外国人をめぐる生活支援について、具体的な地域を事例とし、より一層踏み込んだ検討を行っていく必要があると考える。そこで①外国人が地域で生活を営む中で抱える悩みの全体的な把握、②制度、言語・文化、情報へのアクセス、社会関係、労働環境等、生活課題が生じる背景の理解、③相談対応に必要とされる専門性等、総合的な見地からの検討を進めたい。それらの過程を通して、生活者＝地域住民としてニューカマー外国人を位置づけなおし、かれらの生活の全体性、さらには家族全体の生活課題の複合性を明らかにした上で、地域を基点とした生活支援のあり方を提起していきたいと考える。それは援助に必要とされる多文化、またコミュニティにかかわる視点やソーシャルワークの技術、地域で求められる制度構築とその限界、より大きな視点からは包括的移民政策の必要性を検討していくものとなると考える。

【注】

¹ 法務省入国管理局（2010）『平成21年末現在における外国人登録者統計について』 第1表、第2図 <http://www.moj.go.jp/content/000049970.pdf>（URL閲覧日：2010年9月26日）

² 表「13-2『定住者』の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移」法務省入国管理局編（2010）『出入国管理（平成22年版）』、101。

<http://www.moj.go.jp/content/000058060.pdf> (URL閲覧日：2011年1月21日)

- ³ 表「4-2 ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移」前掲、105。
- ⁴ 例えば「不況でも帰らない日系ブラジル人」との見出しで、「多くの日系ブラジル人が職を失ったが、日本に住みなれ、母国に帰らなくなっている。帰国支援事業を設けた政府の思惑通りにならないのでは」という言葉（静岡県浜松市にある日系ブラジル人の就職支援、生活支援を行うブラジルふれあい会の理事長座波カルロスによる）を紹介している特集記事がある。同記事はまた、不況下においてもなおブラジルから日系人が多く来日している現状も伝えている。「WEDGE SPECIAL REPORT 不況でもモテモテ 外国人労働者受け入れ策に異議！」『WEDGE』2009年6月号、ウェッジ社、28-36。
- ⁵ 「特集 外国人支援とソーシャルワーク」（2009）『ソーシャルワーク研究』35（3）。
- ⁶ 研究代表者三本松政之、平成17年度～平成20年度科学研究費補助金（基盤研究（C））『複合的多問題地域にみる社会的排除の構造理解とその生活福祉支援に関する比較地域研究』門も研究協力者として参加。

【引用文献】

- 朝倉美江（2009）「日系ブラジル移民の生活課題の特質と多文化生活支援の課題－不安定定住とその実態－」研究代表者三本松政之『複合的多問題地域にみる社会的排除の構造理解とその生活福祉支援に関する比較地域研究 平成17年度～平成20年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書』、18-40。
- 古川孝順（2004）『社会福祉学の方法』有斐閣。
- 古川孝順（2007）『社会福祉原論』第2版、誠信書房。
- 古川孝順（2009）『社会福祉の拡大と限定』中央法規。
- 花崎みさを（2003）「実践報告 在日外国人女性への生活救護の現状と課題」『社会福祉研究』88、88-94。
- 樋口直人（2005a）「序章 デカセギと移民理論」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、1-22。
- 樋口直人（2005b）「第11章 共生から統合へ－権利保障と移民コミュニティの相互強化に向けて－」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、285-305。
- 星野信也（1994）「国際化時代の社会福祉とその課題－国内問題としての国際化－」（特集 国際化時代の社会福祉とその課題）『社会福祉学』35（1）、1-21。
- 石井由香編著（2003）『講座グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 第4巻 移民の居住と生活』明石書店。
- 石河久美子（2003）『異文化間ソーシャルワーク 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店。
- 石河久美子（2008）「ソーシャルワーク教育におけるカルチュラル・コンピテンス－教育機

- 関と地域の現状から—」多文化間精神医学会『こころと文化』7(2)、135-42。
- 伊豫谷登士翁(1992)「避けられない課題—戦後日本経済における外国人労働者」伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者 現状から理論へ』弘文堂、101-35。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人(2005)『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 梶田孝道(1994)『外国人労働者と日本』NHKブックス。
- 加藤彰彦(1995)「地域住民として、ともによりよく暮らすために—神奈川の取り組みを中心に—」(特集 在日外国人の福祉・保健・医療)『月刊福祉』JAN'95、12-5。
- 金子雅臣(1992)「9章 外国人労働者と自治体の抱える課題」、佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、192-207。
- 加藤彰彦(1997)「国際化する地域社会における在住外国人の人権」『社会福祉研究』70、127-33。
- 喜多川豊宇(1991)「群馬県大泉町における日系人労働者のヒアリング調査—永住化志向と受け入れ基盤整備」『東洋大学 社会学部紀要』28(2)(通巻第37集)、133-98。
- 小林米幸(1995)「事例 医療 在日外国人の医療の現状とAMDAの取り組み」(特集 在日外国人の福祉・保健・医療)『月刊福祉』JAN'95、16-9。
- 小林米幸(2006)「外国人医療」『治療』88(9)、2248-52。
- 小島蓉子(1992)「7章 外国人労働者への福祉的対応—国際比較の視点から—」、佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、111-36。
- 久保美紀(2009)「巻頭言 人間の多様性ということ」『ソーシャルワーク研究』Vol. 35 No. 3、1。
- Lum, D., Ed. (2003) *Culturally Competent Practice: A Framework for Understanding Diverse Groups and Justice Issues*, Belmont, CA: Brooks/Cole-Thomas Learning.
- 宮島喬(1996)「序章 外国人労働者から市民へ—滞在の長期化と中期的施策の必要」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣、1-15。
- 宮島喬・梶田孝道(1996)「はしがき」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣、i-v。
- 小川浩一(1992)「8章 外国人労働者と生活保障のケースワーク対応をめぐって」佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、161-83。
- 萩原康生(2002)「移住労働者の福祉問題」日本社会事業大学『社会事業所研究所年報』38、103-16。
- 小内透(2001)「序章 課題と方法」小内透・酒井恵心編著『日系ブラジル人の定住化と地域社会—群馬県太田・大泉地区を事例として—』御茶の水書房、3-22。
- 小内透・酒井恵心編著(2001)『日系ブラジル人の定住化と地域社会—群馬県太田・大泉地区を事例として—』御茶の水書房。

- 大川昭博（2001）「在日外国人（外国籍市民）問題におけるソーシャルワーク的視点と課題－横浜市福祉局寿生活館の場合－」（特集 社会福祉研究・実践の到達水準と21世紀の展望）『社会福祉研究』80、136-9。
- 酒井禮子（1995）「事例 保育 心と心の架け橋は言葉」（特集 在日外国人の福祉・保健・医療）『月刊福祉』JAN'95、20-3。
- 三本松政之（研究代表）（2009）『複合的多問題地域にみる社会的排除の構造理解とその生活福祉支援に関する比較地域研究 平成17年度～平成20年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書』。
- 佐藤進（1992a）「はじめに」佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、i-ii。
- 佐藤進（1992b）「序 国際化のなかの日本と外国人労働者への政策対応の現状と課題」佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、1-6。
- 佐藤進（1992c）「6章 外国人労働者と社会保障法上の諸問題」佐藤進編著『外国人労働者の福祉と人権』法律文化社、90-107。
- 佐藤進（1996）『国際化と国際労働・福祉の課題－法政策的側面から－』勁草書房。
- 武田丈（2005）「外国人と地域社会－エンパワーメントと参加型まちづくりをめざして」安保則夫・細見和志・武田丈・池埜聡編著『クロスボーダーからみる共生と福祉 生活空間にみる越境性』ミネルヴァ書房、68-92。
- 武田丈（2009）「日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性」『ソーシャルワーク研究』35（3）、176-88。
- 丹野清人（2005）「第9章 市場と地域社会の出現－社会問題の発生メカニズム－」梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、240-58。
- 寺田貴美代（2007）「わが国における外国人支援に関するソーシャルワーク理論の整理」『聖和大学短期大学部 紀要』35、91-105。
- 寺田貴美代（2008）「ソーシャル・インクルージョンの内在的ジレンマを克服する支援展開－外国人女性のDV被害とその支援をめぐる－」園田恭一・西村昌記編著『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉－新しい<つながり>を求めて』ミネルヴァ書房、237-59。
- 手塚和彰・宮島喬・徐（トゥ）照彦・伊藤祐偵編、神奈川県労働部労政課企画（1992）『外国人労働者と自治体』明石書店。
- 辻恵介（1997）「日系ラテンアメリカ出稼ぎ労働者」（特別企画 異文化とメンタルヘルス）『こころの科学』77、日本評論社、75-8。
- 都築くるみ（1996）「地方産業都市における日系ブラジル人受け入れと地域の変容－葛藤、緊張を経て、共生へ」（特集 共生都市）『URC都市科学』30、51-8。
- 山中速人（1985）「異文化マイノリティ・ソーシャルワークの目標と課題－異文化間コミュニケーションの立場から－」『ソーシャルワーク研究』11（3）、48-56。

The Newcomer's Settling Down and the Measures System of Social Welfare — From the Viewpoint of the Social Vulnerabilities —

KADO, Miyuki

Though it is a recession since Lehman shock, settling down of the Japanese brazilian are advanced. Livelihood problems like education and residence, etc. has been compounded. Comprehensive studies have been increasing in the sociology area. In the area of social welfare studies, the necessity of the legal system consolidation from the view point of human rights is instituted on the one hand. On the other hand, the necessity of multi-cultural social work that stands from the aspect of the empowerment is instituted. Try to locate their livelihood problems from the aspect of social welfare, we need to locate newcomer foreigners as the livelihood protagonists not the guest workers. Then we need to catch their problems from the whole of the livelihood and continued aspect. To resolve their social vulnerabilities, it is the future tasks to examine the ideal way of the measures (policy, program, and aid) system of social welfare.

Key Words : Newcomer Foreigners, Settlement, Social Vulnerability, Measures System of Social Welfare